

令和2年度採用竜王町会計年度任用職員募集要項(発達相談員)

1 募集職種、資格等

職 種	人数	学歴	職務内容	免許等
発達相談員	1人	不問	乳幼児期から成人期における発達相談支援業務 ○発達検査の実施 ○療育事業における相談支援 ○相談支援機関等との連絡調整および会議の開催	・公認心理師、臨床心理士、臨床発達心理士のいずれかの資格を有する人（受験資格を有する人も可） ・発達相談や児童の心理判定等の実務経験のある人が望ましい。 ・普通自動車運転免許（AT限定可）を有する人

2 応募できない人

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 竜王町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

3 試験内容等

内 容	口述（面接）試験
日 時	随時（申込受付後に日程を調整する。）
会 場	竜王町ふれあい相談発達支援センター 面接室
携行品	履歴書および必要な免許、資格の写し

4 試験の結果発表

試験日からおよそ7日後に文書により通知します。

5 勤務条件等

- (1) 任用期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- (2) 勤務日等
 - ア 勤務日 原則、月曜日から金曜日まで
 - イ 勤務時間 原則、午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 休 日 日曜日、土曜日、国民の祝日および年末年始の休日

- (4) 休 暇 竜王町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の規定により年次有給休暇等を付与します。
- (5) 社会保険等 健康保険、厚生年金保険、雇用保険および労働災害補償保険または傷害保険に加入します。
- なお、連続する通算任期が1年を超えた場合は、勤務日数等により滋賀県市町村職員共済組合に加入および地方公務員災害補償法に基づく制度が適用されます。

6 給 与

- (1) 給料 月額195,500円～223,800円（経験年数により決定します。）
- (2) 手当 給料のほか、該当に応じて初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、退職手当を支給します。

7 申込手続および受付期間

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は、竜王町役場発達支援課（以下「発達支援課」という。〒520-2592 竜王町大字小口276番地1）に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「会計年度任用職員採用申込用紙請求（発達相談員）試験申込用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（84円切手を貼り、宛先を明記したもの）を同封してください。

なお、公共職業安定所紹介の場合は申込用紙の提出は不要ですが、試験当日に紹介状を持参してください（紹介状は、公共職業安定所で交付されます。）。

(2) 応募方法

（※ 申し込み時点で募集が終了している場合がありますので、必ず事前に電話等で募集の状況について確認をしてください。）

ア 申込書に必要事項を記入し、発達支援課まで提出してください。

イ 申込書を郵送する場合は、封筒の表に「会計年度任用職員試験申込書（発達相談員）」と朱書きしてください。

(3) 受付期間

随時（執務時間中（午前8時30分～午後5時15分））に受け付けます（日曜日、土曜日および国民の祝日は受け付けできません。）。

また、採用予定人数になり次第募集を終了します。

(4) その他

このことについてのお問い合わせは、次のところへしてください。

〒520-2592 竜王町大字小口276番地1

竜王町発達支援課 電話（有線）0748-58-3741